

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」 および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期間は令和2年7月31日までとなっています。

①国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

令和2年8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な方は、8月31日(月)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じることになります。)

なお、現在「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、再度申請をすることで申請日から食事代がさらに減額されます。

②後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、減額認定証（薄い水色）をお持ちの方で、令和2年8月以降の区分が「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方、および限度額適用認定証（青色）をお持ちの方で、令和2年8月以降の区分が「現役Ⅰ」、「現役Ⅱ」に該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。自動更新のため手続きの必要はありません。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、再度申請をすることで申請日から食事代がさらに減額されます。

③更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課または各総合支所・出張所

■申請に必要なもの

- ・保険証、印鑑、マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類、現在交付されている令和元年度の減額認定証
- ・現在、「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方でその有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いします。

◆葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行われた方に対して、申請により保険者（町または山口県後期高齢者医療広域連合）から5万円を支給しています。

対象となる方で申請を行っていない方は健康増進課または各総合支所・出張所で申請を行ってください。

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

葬祭を行ったことがわかる書類（会葬礼状や葬祭費用の領収書など）、印鑑、申請人の通帳